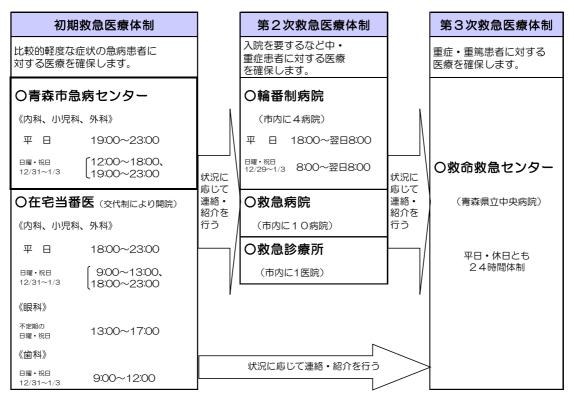
青森市急病センターの運営状況について

(1)	青森	幕市の救	急医療	体制の)状況	込及び	地填	好	来の	事	業根	要	• •	•	•	•	•	Ρ	1
(2)	令利 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ 8	12年令年年医傷地救年度別2別別保別別・	利用发展。利用发展,对用度是是一种,对用的人物,可以用于这种人的人物,可以用于这种人的人物,可以用于这种人的人物,可以用于这种人的人物,可以用于这种人的人物,可以用于这种人的人物,可以用于这种人的人物,可以用于这种人的人物,可以用于这种人的人物,可以用于这种人的人物,可以用于这种人的人物,可以用于这种人的人物,可以用于这种人的人物,可以用于这种人的人物,可以用于这种人的人类的,可以用于这种人的人物,可以用于这种人的人物,可以用于这种人的人类的,可以用于这种人的人类的,可以可以用于这种人的人类的,可以可以用于这种人的人的人,可以可以用于这种人的人类的,可以可以用于这种人的人类的,可以用于这种人的人类的,可以用于这种人的人类的,可以可以用于这种人的人类的,可以可以用于这种人的人类的,可以可以用于这种人的人类的,可以可以用于这种人的人类的,可以可以用于这种人的人类的,可以可以用于这种人的,可以可以可以可以用于这种人的,可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以	- 況 別利用 我 況 用 況 況	引状況 己 己	」(地	域夕		, ,									P :	2
(3)	令和	口2年度	青森市	急病も	こンタ	'一運	営等	をに	係る	5歳	入·	歳	出決	上算	•	•	•]	Pβ	8
(4)	令和	13年度	青森市	急病も	こンタ	'一運	営等	学に	係る	5歳	入 ·	歳	出子	算	•	•	•]	Ρ :	9
【参考	資料	4]																	
青森	市急	病セン	ター条件	例・・				•		•		•		•	•	•	•]	Ρ.	1 0
青森	市急	病セン	ター条件	例施行	規則			•		•		•		•	•	•	•]	Ρ.	13
青森	市急	病セン	ター運'	営審議	会運	営要	綱•	•		•		•		•			•]	P :	15

(1) 青森市の救急医療体制の状況及び青森市急病センターの事業概要

■青森市の救急医療体制の中で青森市急病センターは、初期救急医療施設として初期救急医療体制の中心的役割を担っている。



- ※ 上記医療施設の問い合わせは救急病院紹介(消防本部017-722-2211)で受け付けている。
- ※ 浪岡地区は市立浪岡病院(内科・外科 O172-62-3111)が救急患者を受け入れている。
- ※ 青森市急病センターは、令和2年6月22日から当面の間、「地域外来」として診療を行っています。

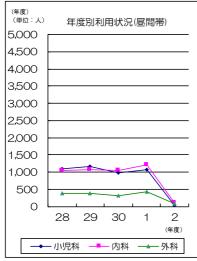
■地域外来(青森市急病センター)令和2年6月22日から当面の間

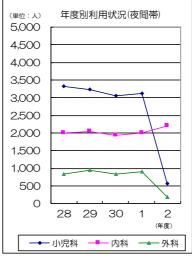
開院時間	毎 日 19:00	~ 22:00											
診療科目	発熱や咳、倦怠感等の症状など、 感染の疑いのあるかたの診療	新型コロナウイルス	内科系1名、小児科医1名										
診療内容	予約不要(受診者は「地域外来予診票」を記入) ・症状に応じた診療、投薬処方 ・PCR検査が必要なかたへの検査の指示(検査予約)												
	医師	2名(市医師会から	派遣)										
1∃の	薬剤師	1名(市薬剤師会か	ら派遣)										
診療体制	• 看護師(会計年度任用職員)	3名(職員数5名)											
	• 事務員(会計年度任用職員)	2名(職員数3名)											

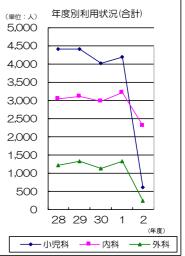
(2)令和2年度青森市急病センターの利用状況

①年度別利用状況

昼間帯 夜間帯	70B 366B	受診者 1,094	1日 平均 15.6	受診者	1⊟				-			
夜間帯		1, 094	15.6		平均	受診者	1日 平均	受診者	1日 平均	小児科	内 科	外 科
	366⊟		15.0	854	12. 2	388	5. 5	2, 336	33. 4	46.8	36. 6	16.6
計		3, 234	8.8	1, 733	4. 7	826	2. 3	5, 793	15. 8	55.8	29. 9	14. 3
		4, 328	11.8	2, 587	7. 1	1, 214	3. 3	8, 129	22. 2	53. 2	31.8	14. 9
昼間帯	70日	1, 104	15. 8	1, 048	15. 0	386	5. 5	2, 538	36. 3	43. 5	41.3	15. 2
夜間帯	365⊟	3, 313	9. 1	1, 993	5. 5	836	2. 3	6, 142	16.8	53. 9	32. 4	13. 6
計		4, 417	12. 1	3, 041	8. 3	1, 222	3. 3	8, 680	23. 8	50. 9	35. 0	14. 1
昼間帯	68⊟	1, 176	17. 3	1, 071	15. 8	383	5. 6	2, 630	38. 7	44. 7	40. 7	14. 6
夜間帯	365⊟	3, 241	8. 9	2, 041	5. 6	935	2. 6	6, 217	17. 0	52. 1	32. 8	15. 0
計		4, 417	12. 1	3, 112	8. 5	1, 318	3. 6	8, 847	24. 2	49. 9	35. 2	14. 9
昼間帯	70日	977	14. 0	1, 049	15. 0	313	4. 5	2, 339	33. 4	41.8	44. 8	13. 4
夜間帯	365⊟	3, 047	8.3	1, 922	5. 3	826	2. 3	5, 795	15. 9	52.6	33. 2	14. 3
計		4, 024	11.0	2, 971	8. 1	1, 139	3. 1	8, 134	22. 3	49.5	36. 5	14. 0
昼間帯	75日	1, 075	14. 3	1, 220	16. 3	429	5. 7	2, 724	36. 3	39. 5	44. 8	15. 7
夜間帯	366⊟	3, 115	8. 5	2, 004	5. 5	891	2. 4	6, 010	16. 4	51.8	33. 3	14.8
計		4, 190	11. 4	3, 224	8. 8	1, 320	3. 6	8, 734	23. 9	48. 0	36. 9	15. 1
昼間帯	16日	52	3. 3	103	6. 4	78	4. 9	233	14. 6	22. 3	44. 2	33.5
夜間帯	365⊟	554	1.5	2, 202	6. 0	172	0. 5	2, 928	8. 0	18. 9	75. 2	5.9
計		606	1. 7	2, 305	6. 3	250	0. 7	3, 161	8. 7	19. 2	72. 9	7. 9
		▲ 3,584	人	▲ 919	人	▲ 1,070	人	▲ 5,573	人			
		▲ 85.5	%	▲ 28.5	%	▲ 81.1	%	▲ 63.8	%			
	夜間帯 計 極	夜間帯 3658	夜間帯 365日 3,313 計 4,417 昼間帯 68日 1,176 夜間帯 365日 3,241 計 4,417 昼間帯 70日 977 夜間帯 365日 3,047 計 4,024 昼間帯 75日 1,075 夜間帯 366日 3,115 計 4,190 昼間帯 16日 52 夜間帯 365日 554 計 606	夜間帯 365日 3,313 9.1 計 4,417 12.1 昼間帯 68日 1,176 17.3 夜間帯 365日 3,241 8.9 計 4,417 12.1 昼間帯 70日 977 14.0 夜間帯 365日 3,047 8.3 計 4,024 11.0 昼間帯 75日 1,075 14.3 夜間帯 366日 3,115 8.5 計 4,190 11.4 昼間帯 16日 52 3.3 夜間帯 365日 554 1.5 計 606 1.7	夜間帯 365日 3,313 9.1 1,993 計 4,417 12.1 3,041 昼間帯 68日 1,176 17.3 1,071 夜間帯 365日 3,241 8.9 2,041 計 4,417 12.1 3,112 昼間帯 70日 977 14.0 1,049 夜間帯 365日 3,047 8.3 1,922 計 4,024 11.0 2,971 昼間帯 76日 1,075 14.3 1,220 夜間帯 366日 3,115 8.5 2,004 計 4,190 11.4 3,224 昼間帯 16日 52 3.3 103 夜間帯 365日 554 1.5 2,202 計 606 1.7 2,305	夜間帯 365日 3,313 9.1 1,993 5.5 計 4,417 12.1 3,041 8.3 昼間帯 68日 1,176 17.3 1,071 15.8 夜間帯 365日 3,241 8.9 2,041 5.6 計 4,417 12.1 3,112 8.5 昼間帯 70日 977 14.0 1,049 15.0 夜間帯 365日 3,047 8.3 1,922 5.3 計 4,024 11.0 2,971 8.1 昼間帯 75日 1,075 14.3 1,220 16.3 夜間帯 366日 3,115 8.5 2,004 5.5 計 4,190 11.4 3,224 8.8 昼間帯 16日 52 3.3 103 6.4 夜間帯 365日 554 1.5 2,202 6.0 計 606 1.7 2,305 6.3	夜間帯 365日 3,313 9.1 1,993 5.5 836 計 4,417 12.1 3,041 8.3 1,222 昼間帯 68日 1,176 17.3 1,071 15.8 383 夜間帯 365日 3,241 8.9 2,041 5.6 935 計 4,417 12.1 3,112 8.5 1,318 昼間帯 70日 977 14.0 1,049 15.0 313 夜間帯 365日 3,047 8.3 1,922 5.3 826 計 4,024 11.0 2,971 8.1 1,139 昼間帯 75日 1,075 14.3 1,220 16.3 429 夜間帯 366日 3,115 8.5 2,004 5.5 891 計 4,190 11.4 3,224 8.8 1,320 昼間帯 16日 52 3.3 103 6.4 78 夜間帯 365日 554 1.5 2,202 6.0 172 計 606 1.7 2,305 6.3 250	夜間帯 3658 3,313 9.1 1,993 5.5 836 2.3 計 4,417 12.1 3,041 8.3 1,222 3.3 昼間帯 688 1,176 17.3 1,071 15.8 383 5.6 夜間帯 3658 3,241 8.9 2,041 5.6 935 2.6 計 4,417 12.1 3,112 8.5 1,318 3.6 昼間帯 708 977 14.0 1,049 15.0 313 4.5 夜間帯 3658 3,047 8.3 1,922 5.3 826 2.3 計 4,024 11.0 2,971 8.1 1,139 3.1 昼間帯 758 1,075 14.3 1,220 16.3 429 5.7 夜間帯 3668 3,115 8.5 2,004 5.5 891 2.4 計 4,190 11.4 3,224 8.8 1,320 3.6 昼間帯 168 52 3.3 103 6.4 78 4.9 夜間帯 3658 554 1.5 2,202 6.0 172 0.5 青十 606 1.7 2,305 6.3 250 0.7	夜間帯 365日 3,313 9.1 1,993 5.5 836 2.3 6,142 計 4,417 12.1 3,041 8.3 1,222 3.3 8,680 昼間帯 68日 1,176 17.3 1,071 15.8 383 5.6 2,630 夜間帯 365日 3,241 8.9 2,041 5.6 935 2.6 6,217 計 4,417 12.1 3,112 8.5 1,318 3.6 8,847 昼間帯 70日 977 14.0 1,049 15.0 313 4.5 2,339 夜間帯 365日 3,047 8.3 1,922 5.3 826 2.3 5,795 計 4,024 11.0 2,971 8.1 1,139 3.1 8,134 昼間帯 75日 1,075 14.3 1,220 16.3 429 5.7 2,724 夜間帯 366日 3,115 8.5 2,004 5.5 891 2.4 6,010 計 4,190 11.4 3,224 8.8 1,320 3.6 8,734 昼間帯 16日 52 3.3 103 6.4 78 4.9 233 夜間帯 366日 554 1.5 2,202 6.0 172 0.5 2,928 計 606 1.7 2,305 6.3 250 0.7 3,161	夜間帯 3658 3,313 9.1 1,993 5.5 836 2.3 6,142 16.8 計 4,417 12.1 3,041 8.3 1,222 3.3 8,680 23.8 昼間帯 688 1,176 17.3 1,071 15.8 383 5.6 2,630 38.7 夜間帯 3658 3,241 8.9 2,041 5.6 935 2.6 6,217 17.0 計 4,417 12.1 3,112 8.5 1,318 3.6 8,847 24.2 昼間帯 708 977 14.0 1,049 15.0 313 4.5 2,339 33.4 夜間帯 3658 3,047 8.3 1,922 5.3 826 2.3 5,795 15.9 計 4,024 11.0 2,971 8.1 1,139 3.1 8,134 22.3 昼間帯 758 1,075 14.3 1,220 16.3 429 5.7 2,724 36.3 夜間帯 3668 3,115 8.5 2,004 5.5 891 2.4 6,010 16.4 計 4,190 11.4 3,224 8.8 1,320 3.6 8,734 23.9 昼間帯 168 52 3.3 103 6.4 78 4.9 233 14.6 夜間帯 3658 554 1.5 2,202 6.0 172 0.5 2,928 8.0 計 606 1.7 2,305 6.3 250 0.7 3,161 8.7	夜間帯 3658 3,313 9.1 1,993 5.5 836 2.3 6,142 16.8 53.9 計	夜間帯 365B 3,313 9.1 1,993 5.5 836 2.3 6.142 16.8 53.9 32.4 計 4,417 12.1 3,041 8.3 1,222 3.3 8,680 23.8 50.9 35.0 屋間帯 68B 1,176 17.3 1,071 15.8 383 5.6 2,630 38.7 44.7 40.7 夜間帯 365B 3,241 8.9 2,041 5.6 935 2.6 6,217 17.0 52.1 32.8 計 4,417 12.1 3,112 8.5 1,318 3.6 8,847 24.2 49.9 35.2 屋間帯 70B 977 14.0 1,049 15.0 313 4.5 2,339 33.4 41.8 44.8 夜間帯 365B 3,047 8.3 1,922 5.3 826 2.3 5,795 15.9 52.6 33.2 計 4,024 11.0 2,971 8.1 1,139 3.1 8,134 22.3 49.5 36.5 屋間帯 75B 1,075 14.3 1,220 16.3 429 5.7 2,724 36.3 39.5 44.8 夜間帯 366B 3,115 8.5 2,004 5.5 891 2.4 6,010 16.4 51.8 33.3 計 4,190 11.4 3,224 8.8 1,320 3.6 8,734 23.9 48.0 36.9 屋間帯 16B 52 3.3 103 6.4 78 4.9 233 14.6 22.3 44.2 夜間帯 365B 554 1.5 2,202 6.0 172 0.5 2,928 8.0 18.9 75.2 計 606 1.7 2,305 6.3 250 0.7 3,161 8.7 19.2 72.9





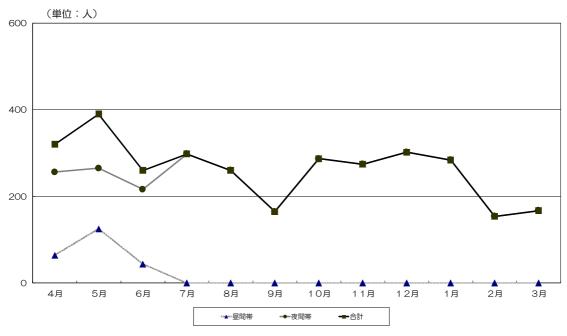


※昼間帯は12:00~18:00、夜間帯は19:00~23:00の利用者数

※令和2年6月22日から、「地域外来」として、毎日受付時間を19:00~22:00としています。

②令和2年度月別利用状況

② 令和	1125	‡	刮剂木	训用机	大況														(単位	(人:过
科			小児科	4				内 科	1				外科	1			Ê	ì	<u>;</u> †	
月	昼間帯	夜間帯	ä⁺	R元 実績	対R元 増減率 (%)	昼間帯	夜間帯	計	R元 実績	対R元 増減率 (%)	昼間帯	夜間帯	計	R元 実績	対R元 増減率 (%)	昼間帯	夜間帯	Ħ	R元 実績	対R元 増減率 (%)
4	19	116	135	350	▲ 61.4	25	91	116	243	▲ 52.3	20	49	69	122	▲ 43. 4	64	256	320	715	▲ 55.2
5	29	104	133	408	▲ 67.4	58	80	138	347	▲ 60.2	38	81	119	186	▲ 36.0	125	265	390	941	▲ 58.6
6	4	70	74	244	▲ 69.7	20	104	124	135	▲ 8.1	20	42	62	95	▲ 34.7	44	216	260	474	▲ 45. 1
7	0	26	26	299	▲ 91.3	0	272	272	164	65. 9	0	0	0	110	▲ 100.0	0	298	298	573	▲ 48.0
8	0	30	30	375	▲ 92.0	0	230	230	170	35. 3	0	0	0	158	▲ 100.0	0	260	260	703	▲ 63.0
9	0	36	36	251	▲ 85.7	0	129	129	151	▲ 14.6	0	0	0	130	▲ 100.0	0	165	165	532	▲ 69.0
10	0	40	40	233	▲ 82.8	0	247	247	146	69. 2	0	0	0	101	▲ 100.0	0	287	287	480	▲ 40.2
11	0	28	28	442	▲ 93.7	0	246	246	238	3. 4	0	0	0	80	▲ 100.0	0	274	274	760	▲ 63.9
12	0	37	37	594	▲ 93.8	0	265	265	567	▲ 53.3	0	0	0	97	▲ 100.0	0	302	302	1, 258	▲ 76.0
1	0	33	33	457	▲ 92.8	0	251	251	677	▲ 62.9	0	0	0	93	▲ 100.0	0	284	284	1, 227	▲ 76.9
2	0	15	15	337	▲ 95.5	0	139	139	241	▲ 42. 3	0	0	0	71	▲ 100.0	0	154	154	649	▲ 76.3
3	0	19	19	200	▲ 90.5	0	148	148	145	2. 1	0	0	0	77	▲ 100.0	0	167	167	422	▲ 60.4
合計	52	554	606	4, 190	▲ 85.5	103	2, 202	2, 305	3, 224	▲ 28.5	78	172	250	1, 320	▲ 81.1	233	2, 928	3, 161	8, 734	▲ 63.8
月平均	4. 3	46. 2	50. 5	349. 2	\times	8. 6	183. 5	192. 1	268. 7	\times	6. 5	14. 3	20. 8	110.0	\times	19. 4	244. 0	263. 4	727. 8	\times



◆地域外来・検査センター 検査状況

令和2年度(令和2年6月22日~)

市和2年度(市和2年6月22日	1∼)										
科目	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
地域外来受診者数	50	298	260	165	287	274	302	284	154	167	2,241
うちPCR検査件数	22	170	137	79	174	174	203	204	102	120	1,385
うち検査結果陽性件数	0	0	0	1	0	9	7	4	0	2	23

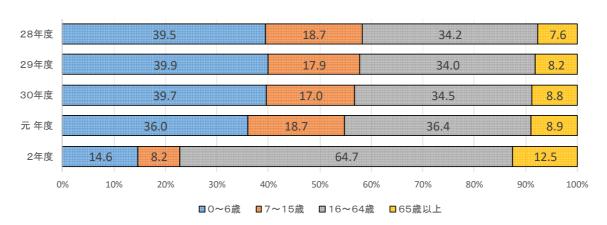
③年度別移送患者状況

(単位:人)

移送先年度	県立中央 病院 (輪番制)	市民病院(輪番制)	近藤病院 (輪番制)	青森新都市 病院 (輪番制)	あおもり 協立病院 (輪番制)	その他の 病・医院	計
28	133	76	3		6	2	193
29	153	90	10		5	1	259
30	106	89		9	12	0	216
元	106	66		13	9	1	195
2	17	18		6	5	0	46

④年齢別利用状況

年齢	0~	[,] 6歳	7~1	5歳	16~	64歳	65歳	以上		
年度	受診者 (人)	比率 (%)	受診者 (人)	比率 (%)	受診者(人)	比率 (%)	受診者 (人)	比率 (%)	白	計
28	3, 430	39. 5	1, 626	18. 7	2, 963	34. 2	661	7. 6	8,	680
29	3, 526	39. 9	1, 586	17. 9	3, 005	34. 0	730	8. 2	8,	847
30	3, 228	39. 7	1, 385	17. 0	2, 802	34. 5	719	8. 8	8,	134
元	3, 143	36.0	1, 637	18. 7	3, 178	36. 4	776	8. 9	8,	734
2	462	14. 6	261	8. 2	2, 044	64. 7	394	12. 5	3,	161



⑤医療保険別利用状況

(単位:人)

										\ <u>+ III · /\</u>
任	保険	社	保	玉		 保				
	\	 1	÷ *	ŔΩ	退	職	生 保	後期 高齢者	自費	計
年度		本 人	家族	一般	本 人	家族				
		1,763 (20.3%)	5, 183 (59. 7%)	1, 251 (14. 4%)	8 (0. 1%)	5 (0. 1%)	137	295	38	0.000
28	計	-	9 46 . 0%)		1, 264 (14. 6%)		(1.6%)	(3. 4%)	(0.4%)	8, 680
	9 計	1,853 (20.9%)	5, 234 (59. 2%)	1, 198 (13. 5%)	6 (0. 1%)	3 (0. 0%)	128	374	51	0.047
29	計		087 . 1%)	•	1, 207 (13. 6%)		(1.5%)	(4. 2%)	(0.6%)	8, 847
20	30	1,754 (21.6%)	4, 744 (58. 3%)	1, 101 (13. 5%)	3 (0.0%)	0 (0. 0%)	112	57	363	8, 134
30	at		498 . 9%)	7	1, 104 (13. 5%)		(1. 4%)	(0. 7%)	(4. 5%)	0, 134
	元計	2,062 (23.6%)	5,067 (58.0%)	1, 080 (12. 4%)	0 (0.0%)	0 (0. 0%)	116	368	41	0 724
76			129 . 6%)	7	1, 080 (12. 4%)		(1.3%)	(4. 2%)	(0.5%)	8, 734
		1, 358 (42. 9%)	1, 058 (33. 5%)	473 (15. 0%)	0 (0. 0%)	0 (0. 0%)	68	186	18	0 161
2	計		416 . 4%)		473 (15. 0%)		(2. 1%)	(5. 9%)	(0.6%)	3, 161

()は構成比

⑥傷病別利用状況

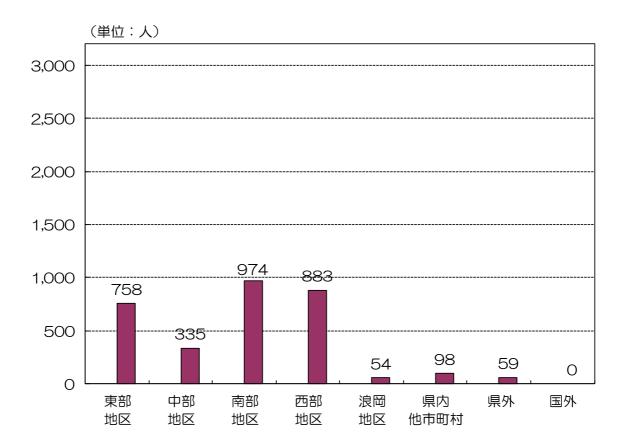
(単位:人)

															<u>₽1∪ · ∧ / _</u>
傷病	凾	(再掲)	消	心	腦	精	外	皮	泌	眼	耳	産	伝	7	
\		5		•	及	神	科	膚		科		婦			
	吸		化	血	υŧ	神		科	尿		科	人	染		
\	**	イ患	器	管	_	経		E	器		E	科			
\		ン _		循	脳	ıc	舅	異	-	関	関	ıc	性	o o	計
\	系	フ・	系	環	血	関	₫	ਰ	系	र्ड	र्ष	関	·		
		ル		**	管	ब	శ	శ		శ	శ	ब	疾		
\	疾	工疑	疾	系	疾	ි ජ	疾	疾	疾	疾	疾	<u>න</u>	~		
 	_	ン		疾		疾			_			疾		l	
年度	患	ザ者	患	患	患	患	患	患	患	患	患	患	患	他	
28	4,777 (55.0%)	1, 016 (11. 7%)	1,646 (19.0%)	147 (1. 7%)	11 (0.1%)	44 (0. 5%)	826 (9.5%)	735 (8. 5%)	124 (1. 4%)	54 (0.6%)	248 (2. 9%)	1 (0.0%)	67 (0. 8%)	0 (0.0%)	8, 680
29	5, 214 (59. 0%)	1, 301 (14. 7%)	1, 428 (16. 2%)	172 (1. 9%)	9 (0.1%)	58 (0. 7%)	832 (9. 4%)	718 (8. 1%)	84 (0. 9%)	80 (0.9%)	237 (2. 7%)	3 (0.0%)	12 (0. 1%)	0 (0.0%)	8, 847
30	4, 583 (56. 3%)	1, 046 (12. 8%)	1, 556 (19. 1%)	161 (2.0%)	6 (0. 1%)	47 (0. 6%)	758 (9. 3%)	661 (8. 1%)	98 (1. 2%)	55 (0.7%)	194 (2. 4%)	0 (0.0%)	15 (0. 2%)	0 (0.0%)	8, 134
元	5, 281 (60. 5%)	1, 393 (15. 9%)	1, 397 (16.0%)	170 (1. 9%)	4 (0.0%)	31 (0. 4%)	765 (8. 8%)	697 (8. 0%)	109 (1. 2%)	58 (0.7%)	219 (2. 5%)	2 (0.0%)	1 (0. 0%)	0 (0.0%)	8, 734
2	2, 493 (78. 9%)	408 (12. 9%)	240 (7. 6%)	33 (1. 1%)	0 (0.0%)	30 (0. 9%)	149 (4. 7%)	130 (4. 1%)	38 (1. 2%)	11 (0.3%)	37 (1. 2%)	0 (0. 0%)	0 (0. 0%)	0 (0. 0%)	3, 161

()は構成比

⑦地区別利用状況

	33 137 13 10 10								(単位:人)
地区年度	東部地区	中部地区	南部地区	西部地区	浪岡 地区	県内 他市町 村	県外	国外	合計
28	1, 967	738	2, 891	2, 482	31	340	227	4	8, 680
29	2, 149	756	2, 826	2, 507	34	349	225	1	8, 847
30	1, 774	657	2, 739	2, 355	30	317	256	6	8, 134
元	1, 978	767	2, 799	2, 540	34	307	304	5	8, 734
2	758	335	974	883	54	98	59	0	3, 161



	(単位:人)															
年度	区分	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	比 率 (%)
	救急患	者	504	637	279	355	338	374	408	337	495	657	644	421	5, 449	62. 8
28	非救急	患者	283	256	211	209	274	255	213	229	314	379	344	264	3, 231	37. 2
	患者数征	合計	787	893	490	564	612	629	621	566	809	1, 036	988	685	8, 680	100.0
		小児科	215	276	143	124	145	174	129	143	206	299	327	235	2, 416	
	** 5 = *	内科	154	182	92	97	99	101	102	128	156	359	345	249	2, 064	F0 0
	救急患者	外科	94	98	78	96	83	73	63	53	60	41	35	40	814	59.8
		計	463	556	313	317	327	348	294	324	422	699	707	524	5, 294	
29		小児科	162	185	116	169	167	138	133	122	178	226	293	115	2, 004	
	***	内科	81	78	58	69	73	61	62	60	87	223	113	82	1, 047	40.0
	非救急患者	外科	58	69	38	54	47	47	50	31	36	30	19	23	502	40. 2
		計	301	332	212	292	287	246	245	213	301	479	425	220	3, 553	
	患者数征	合計	764	888	525	609	614	594	539	537	723	1, 178	1, 132	744	8, 847	100.0
		小児科	187	226	208	227	177	150	131	136	203	350	221	188	2, 404	
		内科	174	163	143	145	149	109	79	94	161	453	287	193	2, 150	05.4
	救急患者	外科	69	65	54	104	71	80	50	52	64	61	39	36	745	65. 1
		計	430	454	405	476	397	339	260	282	428	864	547	417	5, 299	
30		小児科	126	164	86	159	148	115	85	104	136	166	201	130	1, 620	
	-1	内科	77	90	38	70	35	48	56	54	60	98	110	85	821	
	非救急患者	外科	26	28	40	49	56	27	36	31	25	36	24	16	394	34. 9
		āt	229	282	164	278	239	190	177	189	221	300	335	231	2, 835	
	患者数征	승計	659	736	569	754	636	529	437	471	649	1, 164	882	648	8, 134	100.0
		小児科	266	207	157	179	242	155	157	277	411	322	205	123	2, 701	
		内科	169	220	86	107	121	105	101	161	379	548	153	98	2, 248	20.0
	救急患者	外科	93	131	60	62	104	78	67	53	62	67	47	47	871	66. 6
		計	528	558	303	348	467	338	325	491	852	937	405	268	5, 820	
元		小児科	84	201	87	120	133	96	76	165	183	135	132	77	1, 489	
		内科	74	127	49	57	49	46	45	77	188	129	88	47	976	
	非救急患者	外科	29	55	35	48	54	52	34	27	35	26	24	30	449	33. 4
		計	187	383	171	225	236	194	155	269	406	290	244	154	2, 914	
	患者数征	合計	715	941	474	573	703	532	480	760	1, 258	1, 227	649	422	8, 734	100.0
		小児科	93	93	56	13	19	21	25	21	24	28	10	10	413	
	** 5 = *	内科	63	96	77	176	166	98	187	181	188	162	115	103	1, 612	
	救急患者	外科	61	61	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	161	69. 2
		計	217	250	172	189	185	119	212	202	212	190	125	113	2, 186	
2		小児科	42	40	18	13	11	15	15	7	13	5	5	9	193	
	北州岛岩平	内科	53	42	47	96	64	31	60	65	77	89	24	45	693	30.8
	非救急患者	外科	8	58	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	89	ას. გ
		āt	103	140	88	109	75	46	75	72	90	94	29	54	975	
	患者数額	 승計	320	390	260	298	260	165	287	274	302	284	154	167	3, 161	100.0

(3) 令和2年度青森市急病センター施設運営等に係る歳入・歳出決算

(歳入)

科		元年度決算額	2年度決算額	増 減	備考
		æ	æ	田	
使用料	急病センター 使用料	80, 653, 607	50, 524, 399	▲ 30, 129, 208	診療報酬•一部負担金
手数料	諸証明手数料	93, 900	5, 500	▲ 88, 400	診断書料
国庫負担金		0	71, 634, 082	71, 634, 082	感染症発生動向調查事業費負担金
県補助金		0	19, 468, 000	19, 468, 000	青森県新型コロナウイルス感染症 対策設備等整備事業費補助金など
繰入金	元気都市あおもり応 援基金繰入金	95, 000	34, 790, 504	34, 695, 504	
諸収入	各種診療給付証明書 作成手数料等	17, 856	57, 838	39, 982	ひとり親家庭等・重度心身障害者診療給 付証明書作成手数料、ピンク電話料
合	計	80, 860, 363	176, 480, 323	95, 619, 960	

(歳出)

		新	二左连油笠宛	0年度は答察	45. MI	# *
		科目	元年度決算額	2年度決算額	増減	備考
01 03	報酬 職員手当等		円 18, 370, 577	円 25, 293, 014	円 6, 922, 437	会計年度任用職員報酬、 運営審議会委員報酬
04	共済費		2, 393, 345	3, 167, 818	774, 473	会計年度任用職員社会保険料など
07	報償費		8, 700	4, 817, 050	4, 808, 350	急病センター管理者謝礼、 検査センター従事者謝礼
08	旅費		5, 000	19, 200	14, 200	会計年度任用職員通勤費用 職員事務連絡用(バスカード)
10	需用費	O1 消耗品費	8, 994, 687	10, 357, 934	1, 363, 247	医薬品・診療材料、感染防護具購入費 事務用品など
		O4 食糧費	13, 838	2, 856	▲ 10, 982	医師等用お茶代
		06 維持修繕料 07 一般修繕料	38, 200	60, 500	22, 300	オートクレーブ修理、換気扇修繕
		O2 燃料費 O8 光熱水費	111, 993	502, 209	390, 216	地域外来水道代、検査センター電気料
		小計	9, 158, 718	10, 923, 499	1, 764, 781	
11	役務費	O1 通信運搬費	89, 277	164, 001	74, 724	郵便料、フレッツ光利用料、 インターネット接続料など
		O4 手数料	316, 412	455, 630	139, 218	クリーニング代、 職員健康診断料など
		06 保険料	100, 220	100, 220	0	医師賠償保険料
		小計	505, 909	719, 851	213, 942	
12	委託料		85, 890, 089	142, 915, 127	57, 025, 038	検査センター運営委託料、地域外来診療業務 委託料、薬剤師業務委託など
13	使用料及び 賃借料		4, 518, 930	16, 956, 137	12, 437, 207	プレハブ借上料、車両借上料など
17	備品購入費		54, 285	1, 578, 896	1, 524, 611	空気清浄機、パーテーションなどの購入
18	負担金補助 及び交付金	団体負担金	30, 000	5, 819, 431	5, 789, 431	検査センター土地借上の負担金、 全国自治体病院協議会準会員会費
22	償還金利子 及び割引料		12, 950	9, 450	▲ 3, 500	急病センター使用料過年度精算分
	合	≣†	120, 948, 503	212, 219, 473	91, 270, 970	

※令和2年度決算額

歳入(176,480,323円)-歳出(212,219,473円)=▲35,739,150円(一般財源)

(4) 令和3年度青森市急病センター施設運営等に係る歳入・歳出予算

(歳入)

科目		2年度当初額	3年度当初額	増 減	備考
使用料	急病センター使用料	円 82, 679, 000	円 38, 151, 000	円 ▲ 44, 528, 000	診療報酬•一部負担金
手数料	諸証明手数料	63, 000	1, 000	▲ 62,000	診断書料
国庫負担金		0	84, 803, 000	84, 803, 000	感染症発生動向調査事業費負担金
県補助金		0	12, 830, 000	12, 830, 000	青森県新型コロナウイルス感染症 対策設備等整備事業費補助金
繰入金	元気都市あおもり応 援基金繰入金	68, 000	0	▲ 68,000	
諸収入	各種診療給付証明書 作成手数料等	16, 000	7, 000	▲ 9,000	ひとり親家庭等・重度心身障害者診療給 付証明書作成手数料、ピンク電話料
合	<u></u>	82, 826, 000	135, 792, 000	52, 966, 000	

(歳出)

	和	4 目	2年度当初額	3年度当初額	増減	備考
01 03	報酬 職員手当等		円 20, 110, 000	円 32, 603, 000	円 12, 493, 000	会計年度任用職員報酬、 運営審議会委員報酬
04	共済費		2, 717, 000	5, 474, 000	2, 757, 000	会計年度任用職員社会保険料など
07	報償費		18, 000	8, 522, 000	8, 504, 000	急病センター管理者謝礼、 検査センター従事者謝礼
08	旅費		5, 000	83, 000	78, 000	会計年度任用職員通勤費用 職員事務連絡用(バスカード)
10	需用費	O1 消耗品費	6, 451, 000	17, 798, 000	11, 347, 000	医薬品・診療材料、感染防護具購入費 事務用品など
		O4 食糧費	28, 000	28, 000	0	医師等用お茶代
		O7 一般修繕料	46, 000	46, 000	0	医療器具修繕料
		02 燃料費 08 光熱水費	286, 000	544, 000	258, 000	地域外来水道代、検査センター電気料
		小 計	6, 811, 000	18, 416, 000	11, 605, 000	
11	役務費	O1 通信運搬費	91, 000	150, 000	59, 000	郵便料、フレッツ光利用料、 インターネット接続料など
		O4 手数料	378, 000	828, 000	450, 000	クリーニング代、 職員健康診断料など
		06 保険料	101, 000	101, 000	0	医師賠償保険料
		小 計	570, 000	1, 079, 000	509, 000	
12	委託料		85, 466, 000	128, 793, 000	43, 327, 000	検査センター運営委託料、地域外来診療業務 委託料、薬剤師業務委託など
13	使用料及び 賃借料		4, 347, 000	8, 545, 000	4, 198, 000	プレハブ借上料、車両借上料など
17	備品購入費		68, 000	0	▲ 68,000	
18	負担金補助 及び交付金	団体負担金	30, 000	4, 490, 000	4, 460, 000	検査センター土地借上の負担金、 全国自治体病院協議会準会員会費
	合	計	120, 142, 000	208, 005, 000	87, 863, 000	

※令和3年度予算額

歳入(135,792,000円) - 歳出(208,005,000円)=▲72,213,000円(一般財源)

〇青森市急病センター条例

平成十七年四月一日 条例第二百八号 改正 平成一八年三月条例第三八号 平成二〇年三月条例第二四号 平成三一年三月条例第八号 令和元年九月条例第一五号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第 一項の規定により、急病センターの設置及び管理について、必要な事項を定めるものと する。

(設置)

第二条 急病患者に対し、応急的な診療を行うため、急病センターを設置する。

(名称及び位置)

第三条 急病センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 位置

青森市急病センター

青森市中央一丁目二十二番五号

(令和元条例一五・一部改正)

(受付時間)

- 第四条 青森市急病センター(以下「急病センター」という。)の受付時間は、次のとおりとする。
 - 一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、日曜 日、一月二日、一月三日及び十二月三十一日 正午から午後六時まで及び午後七時か ら午後十一時まで
 - 二 前号に掲げる日以外の日 午後七時から午後十一時まで
- 2 市長は、疾病の発生状況、災害による被害の状況その他の状況を勘案して必要がある と認めるときは、前項の受付時間を変更することができる。

(令和元条例一五 · 一部改正)

(使用料及び手数料)

- 第五条 急病センターにおいて診療を受ける者は、次の使用料又は手数料を納付しなければならない。
 - 一 使用料 健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第七十六条第二項 (同法第百四十

九条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一条第一項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額

- 二 手数料 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額
 - イ 普通診断書一通につき 二千七百五十円
 - ロ 特別診断書一通につき 六千六百円
- 三 前二号に定めのないもの及び前二号により難いものについては、規則で定める額 (平成一八条例三八・平成二○条例二四・平成三一条例八・一部改正)

(使用料等の減免)

第六条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料及び手数料を減額し、又は免除 することができる。

(運営審議会の設置)

第七条 市長の諮問に応じ、急病センターの管理運営に関する基本的事項を審議するため、青森市急病センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織及び定数)

- 第八条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命した委員をもって組織する。
 - 一 学識経験者
 - 二 病院又は診療所の代表者
 - 三 公共的団体の代表者
 - 四 市職員
- 2 前項の委員の定数は、十六人以内とする。

(委員の任期)

第九条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期 は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。 附 則(平成一八年三月条例第三八号)抄 (施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

3 第二条の規定による改正後の青森市急病センター条例第五条第一号の規定は、施行日 以後の診療に係る使用料について適用し、施行日前の診療に係る使用料については、な お従前の例による。

附 則(平成二〇年三月条例第二四号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(適用区分)

3 第二条の規定による改正後の青森市急病センター条例第五条第一号の規定は、施行日 以後の診療に係る使用料について適用し、施行日前の診療に係る使用料については、な お従前の例による。

附 則(平成三一年三月条例第八号)

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の青森市急病センター条例第五条第二号の規定は、この条例の 施行の日以後の診療に係る手数料について適用し、同日前の診療に係る手数料について は、なお従前の例による。

附 則(令和元年九月条例第一五号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から 施行する。

〇青森市急病センター条例施行規則

平成十七年四月一日 規則第百七十二号 改正 平成二〇年三月規則第五号 平成二九年三月規則第一八号 令和元年五月規則第一号 令和二年三月規則第二六号

(趣旨)

第一条 この規則は、青森市急病センター条例(平成十七年青森市条例第二百八号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第二条 青森市急病センター(以下「急病センター」という。)に、職員として看護師又は准看護師及び事務員を置く。

(令和二規則二六・一部改正)

(職員の所属)

第三条 急病センターの職員は、保健部青森市保健所保健予防課に所属するものとする。 (平成二〇規則五・平成二九規則一八・一部改正)

(診療科目)

- 第四条 急病センターの診療科目は、次のとおりとする。
 - 一 内科
 - 二 小児科
 - 三 外科

(使用料等の減免手続)

第五条 条例第六条の規定により、使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、青森 市急病センター使用料等減免申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(運営審議会)

- 第六条 条例第七条に規定する青森市急病センター運営審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第七条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、 会長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二○年三月規則第五号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二九年三月規則第一八号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則(令和元年五月規則第一号)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和二年三月規則第二六号)

(施行期日)

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

青森市急病センター運営審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森市急病センター条例(平成17年青森市条例第208号)及び青森市急病センター条例施行規則(平成17年青森市規則第172号)に定めるもののほか、青森市急病センター運営審議会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

- 第2条 青森市急病センター運営審議会(以下「審議会」という。)は、青森市急病センター(以下「急病センター」という。)の管理運営について次のことを審議する。
 - (1) 急病センターの事業計画
 - (2) 急病センターにおいて生じた業務災害及び医療事故の処理
 - (3) 急病センターにおける医師に関する事項
 - (4) 急病センターにおける事務改善に関する事項
 - (5) その他必要と認める事項

(構成)

第3条 審議会の委員は、学識経験を有するもの2人、公立病院関係者3人、私立病院関係者1人、一般社団法人青森市医師会の会員5人、一般社団法人青森市薬剤師会の会員1人、公益社団法人青森県看護協会の会員1人及び市の職員3人以内をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長1人及び副会長2人を置く。

(事務局)

第5条 審議会の事務を処理するため、事務局を保健部青森市保健所保健予防課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会運営に必要な事項は、審議会で定める。

附則

(実施期日)

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附則

(実施期日)

この要綱は、平成17年6月23日から実施する。

附則

(実施期日)

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附則

(実施期日)

この要綱は、平成21年7月16日から実施する。

附則

(実施期日)

この要綱は、平成25年8月22日から実施する。

附則

(実施期日)

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。